

意見交換会における意見等の概要と区の回答

【保育料等の考え方について】（9）項目

No.	区民からの意見・要望	区の回答
1	新制度になると、どのように保育園の保育料は変わるのか。また、今年度と比べてどう変わるのか。	新制度における保育料の負担水準は現状と同様である。なお、区民税の情報は区が把握しており、保護者の書類提出の負担軽減になることから、保育料の算定を区民税に切り替える。また、パート就労等の保育料として、保育短時間認定の保育料の新設をする。
2	新制度になると、保育園で保育料のほかに給食費が徴収されるようであるが、やめてほしい。	保育園の給食に要する基本的な経費は、3歳未満は給付費の対象となっている。また、3歳以上の給付費で対応できない部分については、区が一定程度負担をしており、今後も継続していく予定である。
3	新制度になると、保育園では、教材費や雑費、行事費が徴収されるようになるのか。	新制度では、教材費等の実費については保護者の負担とすることが可能となっている。ただし、保育園の運営上必要な経費については区が一定程度負担をしており、今後も継続していく予定である。
4	保育園保育料について、平成27年度までの経過措置後は、保育料が上がる可能性があるということか。上げないようにしてほしい。	保育園の総運営経費に対して適正な負担をしていただく必要があると考えており、国の保育料基準を目安とした適正な負担に向けた見直しが必要と考えている。
5	今年度の保育料改定により、利用者負担額は増えているが、平成24年度のデータで認可保育所の運営経費に占める利用者負担割合が低いと判断するのはおかしい。 また、他区の状況などとも比較して示す必要があるのではないか。	今年度の改定でも総運営費に対する適正な負担には及んでいないと考えている。 今後の保育料の見直しについては、他区の状況なども把握し、経過措置終了の時期をめぐりに、改めて検討していく。
6	幼稚園と保育園、認証保育所では、それぞれサービス内容・時間などが違う。それを、すべて同様に考えるのは違和感がある。違うことを行っている施設を比較することは適切なのか。	幼稚園、保育施設共に、それぞれの特色を出しながら、一定程度共通した教育・保育が提供されていると考えており、負担は公平であるべきと考えている。
7	保育短時間認定の保育料が、保育標準時間認定の98.3%である理由を教えてください。	保育短時間認定の保育料は、国の考え方を参考に、保育標準時間で運営する場合の算定項目の相違から導いている。

8	第2子以降の保育料の軽減についての考え方を示してほしい。	保育料の軽減については、教育・保育施設の各基準の年齢から2人目は減額、3人目は無料と考えている。なお、教育・保育施設の区別なく、子どもの数を算定し、軽減する予定である。
9	区立幼稚園を利用しているが、考え方の素案では、保育料が増額になる見込みである。経過措置を設け、現行の保育料を超えない配慮が必要ではないか。	これまで一律であった保育料を、新制度では所得に応じた負担とすることを考えている。今回、そのことに加え、保護者補助も加味した保育料を予定しているため、経過措置は考えていない。

【その他について】 (1) 項目

No.	区民からの意見・要望	区の回答
1	保育短時間認定の新設により利用者も増えると思われる。それに対する、保育定員を確保してほしい。	区はニーズ調査による需要を踏まえて計画的に、認可保育園や小規模保育事業を併せて整備・誘致している。また、区立保育園の民営化による定員拡大も予定している。これらにより、平成27年4月に向けては300以上の定員増を見込んでいる。